

令和 8 年 度

宇部市中小企業競争力強化支援事業費補助金

募 集 要 領

募集期間

令和 8 年 5 月 15 日 (金) から 7 月 10 日 (金) まで

宇部市では、市内中小企業者の経営基盤の強化及び生産性の向上を図るため、新商品開発や設備導入等の多様な挑戦を後押しする「中小企業競争力強化支援事業費補助金」を交付します。本補助金の活用を希望される方は、以下の内容を確認の上、申請してください。

【目次】

1	支援の概要	3
	(1) 目的	3
	(2) 補助対象者	3
	(3) 補助対象事業	4
	(4) 補助率及び補助上限額	4
	(5) 補助対象経費	4
	(6) 事業期間	5
2	募集期間	5
3	提出書類・提出先	5
	(1) 提出書類	5
	(2) 提出先	6
	(3) 留意事項	6
4	審査・採択	6
	(1) 審査委員会	6
	(2) 主な審査項目	6
	(3) 採択又は不採択の通知等	6
5	補助金の交付決定	7
6	補助事業者の責務等	7
	(1) 補助事業の交付決定後	7
	(2) 交付決定の取消等	8
7	各種手続きの行程（予定）	8
8	連絡先	8

1 支援の概要

(1) 目的

積極的に事業活動を実施する市内の中小企業者に対し、その事業に要する経費の一部を補助することにより、各分野における事業者の競争力を強化し、産業振興及び雇用機会の拡大を図ることを目的とします。

(2) 補助対象者

補助金の交付の対象となる者は、次のいずれかを満たす者です。

(ア) 市内に主たる事業所を有する中小企業者

(イ) 市内に住所を有する個人であって、市内における起業を計画し、事業を実施しようとする者

※中小企業者…中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者

補助対象になりうる者	補助対象にならない者
○会社及び会社に準ずる営利法人 （株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合、土業法人（弁護士・税理士等））	○特定非営利活動法人
○個人事業主	○社会福祉法人
○申請時点で開業していない創業予定者 （会社及び会社に準ずる営利法人又は個人事業主として開業する場合に限る。）	○協同組合等の組合（企業組合・協業組合を除く）
	○一般社団法人、公益社団法人
	○一般財団法人、公益財団法人
	○医療法人
	○宗教法人
	○学校法人
	○農事組合法人
	○任意団体 等

(補助対象外事業者)

以下のいずれか1つでも該当する場合は、補助金の交付の対象となりません。

(ア) 公序良俗に反する事業を行う者

(イ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に定める風俗営業等の事業を行う者

(ウ) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者

(エ) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人並びにそれらの利益となる活動を行う法人

(オ) 宇部市が賦課徴収する市税に滞納がある者

(カ) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者

(3) 補助対象事業

市内における事業所を拠点に行う事業であって、認定経営革新等支援機関又はその他市長が認める機関から推薦を受けた次の各号に該当する事業

(ア) 新商品開発・付加価値創出事業

市場ニーズに対応した新製品・新サービスの開発や、既存製品の付加価値向上を図る事業

(イ) 起業・新規事業分野参入事業

市内での創業、又は経営多角化による新分野への進出・挑戦を行う事業

(ウ) 販路開拓事業

自社製品・サービスの販売促進、新たな顧客獲得を目指す展示会出展やウェブプロモーション等の事業

(エ) 省人化・省力化に資する事業

AI・ロボット・デジタル技術等を導入し、業務効率化や労働生産性の向上を図る事業

(4) 補助率及び補助上限額

(ア) 補助率 補助対象経費の1/2以内

(イ) 補助限度額 50万円

(5) 補助対象経費

補助対象とする経費は、補助事業の遂行に直接必要な経費であり、具体的には以下の費目となります。（※消費税及び地方消費税は補助対象となりません。）

○ 補助対象経費

費目	補助対象経費
新商品開発費	新商品の試作品や試作開発に伴う原材料、設計、デザイン、製造、改良、加工するために支払われる経費
機械装置等費	補助事業の遂行に必要な機械装置、工具、器具等の購入、資産計上を伴うリース、据付け、修繕に要する経費
委託・外注費	補助事業の遂行に必要な業務の一部を第三者に委託・外注するために支払われる経費（自ら実行することが困難な業務に限る）
謝金	外部専門家等からの指導助言等に対する謝金
旅費	補助事業の遂行に必要な出張に要する交通費及び宿泊費
役員費	補助事業の遂行に必要な通信費、運搬経費

使用料・賃借料	補助事業遂行に必要な機器、装置、会場等の資産計上を伴わない使用料又は賃借料
広 報 費	販路開拓に必要な広報物の制作費 ウェブサイト及びシステム等の構築・運用等に要する経費
展示会等出展費	展示会等に出展又は商談会に参加するために要する小間料、装飾費等 (オンラインによる展示会・商談会等を含む)
そ の 他	上記に係る経費以外で特に必要と認められる経費

【留意事項】

- その他補助対象とならない経費の例
 - ・ 交付決定日前に発生した経費や事業終了日までに支払が完了していない経費
 - ・ 通常の事業活動のための経費や機械装置等の更新に要する経費
 - ・ 租税公課や、飲食等に係る経費
 - ・ 補助事業に係る帳簿類や、見積から支出までの証拠書類が不備の経費
- 地域経済の振興や市内事業者育成の観点から、市内事業者に優先的に発注するよう努めてください。

(6) 事業期間

交付決定後から令和9年1月末日まで

2 募集期間

令和8年5月15日（金）から7月10日（金）まで

3 提出書類・提出先

(1) 提出書類 提出部数：各1部

- 事業計画書 提出部数：1部（電子データ）
 - (内訳) ① 表紙（事業計画書様式） ② 事業計画書（別紙1）
 - ③ 推薦書（認定経営革新等支援機関）（別紙2）
- ※ 事業計画期間は、令和9年1月までの期間で作成してください。
- 添付書類 提出部数：1部
 - ① 決算書等（直近2期分）
 - 法人：決算書（貸借対照表、損益計算書）
 - 個人事業主：所得税青色申告決算書又は収支内訳書（確定申告書の写しを含む）
 - ② 事業概要がわかる資料（パンフレットやリーフレット等）
 - ③ 市税に滞納がないことの証明書又はその写し（発行後3月以内のもの）
- ※決算期末到来の場合は法人の登記事項証明書（現在事項全部証明書）

【留意事項】

- ① 提出書類のほかに必要に応じて資料の提出や説明を求めることがあります。
- ① 一度提出された書類の返却はしませんのでご了承ください。
- ① 事業計画書の枚数制限はありませんので、様式の各項目欄を広げて記載してください。

(2) 提出先

宇部市 産業経済部 産業政策課

下記申請フォームから申請してください。

申請フォーム <https://logoform.jp/form/yuJH/1581275>



4 審査・採択

(1) 審査委員会

市が設置する審査委員会において、事業計画書（書類）による審査を行います。

審査委員会での結果を踏まえ、市が予算の範囲内で採択事業、補助金額を決定し申請者に通知します。

(2) 主な審査項目

主な審査項目は以下のとおりです。

- 経営革新性（新規性、独自性）
他社にはない強みや、市場ニーズに基づいた改善がなされているか。
- 収益性、成長性
事業終了後も自立して収益を生み出し続けられるビジネスモデルか。
- 実現可能性、経費の妥当性
計画内容が予算、人員、技術的にみて、期限内に完了可能か。
- 事業への熱意と覚悟
事業実施（拡大）による効果や関連産業、地域社会への貢献 等
- 雇用創出効果
なぜ今、この事業に取り組むのかという「必然性」があるか。
- 波及効果
地域経済へのプラス影響（雇用維持・拡大）はあるか。

(3) 採択又は不採択の通知等

採択結果については、7月下旬に申請者に通知する予定です。

なお、採択された事業は事業テーマ、申請者、事業概要を公表します。

5 補助金の交付決定

補助事業として採択された場合、採択通知日以降、別途、補助金の交付申請の手続きを行っていただきます。

採択通知が補助金の交付決定通知となるものではありません。採択された場合であっても、審査の結果、事業の内容、実施体制等に関し、条件を付したり、予算の都合等により補助金交付申請額から減額されて交付決定される場合があります。

6 補助事業者の責務等

補助事業者は、当該補助金の交付目的等に従って誠実に事業を実施しなければなりません。

補助事業の実施においては、交付決定内容やこれに付された条件等に従い、善良な管理者の注意をもって行うとともに、以下の条件等を遵守する必要があります。

(1) 補助事業の交付決定後

当該補助金の交付決定を受けた場合は、次の条件を守らなければなりません。

- ① 補助事業の内容の変更をする場合は、事前に市長の承認を受けること。（軽微な変更を除く。）
- ② 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に市長の承認を受けること。
- ③ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに市に報告してその指示を受けること。
- ④ 補助事業の進捗状況等を確認するために市が報告を求めた場合は、遅滞なく報告すること。
また、必要に応じて市が実地検査を行う場合は、これに協力すること。
- ⑤ 補助事業を完了した場合は、次のいずれか早い日までに事業実績を市に報告すること。
 - ・ 補助事業を完了した日から起算して 30 日を経過した日
 - ・ 令和 9 年 1 月末日
- ⑥ 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して 5 年間保存すること。
- ⑦ 補助事業により取得し、又は効用の増加した機械等の財産については、補助事業終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図ること。
また、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の財産については、取得財産ごとの減価償却期間の耐用年数以前に当該財産を処分する必要があるときは、事前に市長の承認を受け、また、財産処分によって得た収入の一部を市に納付すること。
- ⑧ 当該補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から 2 年度間、各年度の 7 月 31 日までに当該補助事業に係る過去 1 年間の進捗状況などについて、市長に報告すること。
また、補助事業に関係する調査に協力すること。
- ⑨ 補助事業終了後、市が必要と判断した場合は、補助事業の成果を発表すること。また、市長が補助事業の成果の普及を図るときは、これに協力すること。

(2) 交付決定の取消等

次に掲げる場合は、交付決定を取り消すとともに、補助金の返還を求められます。

- ① 虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により補助金の交付を受けた場合
- ② 補助金を補助事業以外の用途へ使用した場合
- ③ 補助金交付要綱又は交付の決定等の内容若しくはこれに付した条件に違反した場合
- ④ その他、補助金の交付することが不相当と認められる場合

7 各種手続きの行程（予定）

日時	市	応募者
～7/10		事業計画書等の提出
	補助金審査委員会	
7月下旬	採択者決定（補助事業内示）	
7月下旬		補助金交付申請
8月上旬	補助金交付決定	
		補助事業開始
1月末		実績報告
2月	完了検査	
2月下旬		請求
3月	補助金支払	

- 必要に応じて補助事業期間中に実地調査等を行う場合があります。

8 連絡先

宇部市 産業経済部 産業政策課

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

電話番号：0836-34-8360

メールアドレス：syokou@city.ube.yamaguchi.jp